

告 示 第 6 号

令和8年1月6日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市桜島支所庁舎及び鹿児島市東桜島合同庁舎で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市桜島支所庁舎及び鹿児島市東桜島合同庁舎で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入する物品等の名称及び数量

	購入する物品等の名称	年間予定使用電力量
1	鹿児島市桜島支所庁舎で使用する電気	80,900キロワットアワー
2	鹿児島市東桜島合同庁舎で使用する電気	83,100キロワットアワー

(2) 購入する物品等の供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 購入をする物品等の需要場所及び特質等

鹿児島市桜島支所庁舎及び鹿児島市東桜島合同庁舎の入札説明書及び電気需給仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）その他の本市で定め

る指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (7) 令和8年4月1日から送電することが可能であること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和6年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。）が $0.450 \text{ kg-CO}_2 / \text{kWh}$ （以下「基準値」という。）以下であること。

イ 令和6年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 令和7年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和7年11月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、令和7年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

- (9) 令和6年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。
- (10) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。

- (11) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (12) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (13) 本施設の規模以上の電気供給実績があること。

3 契約条項を示す場所

	購入する物品等の名称	場所
1	鹿児島市桜島支所庁舎で使用する電気	鹿児島市桜島藤野町1439番地 鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係
2	鹿児島市東桜島合同庁舎で使用する電気	鹿児島市東桜島町863番地1 鹿児島市桜島支所東桜島総務市民課

4 入札参加資格審査申請の方法、受付場所等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送（受付期限までに必着のこと。）により提出するものとする。ただし、申請関係書類のうちケを除く書類については、この申請前に、本市の他施設の令和8年度に使用する電気の購入契約に係る入札参加資格審査申請において既に提出がなされ、かつ、その提出された書類が本施設の入札参加資格審査申請の申請関係書類としても有効な場合にあっては、その提出を省略することができる。

ア 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあっては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書を提出する年の前々年分の所得税確定申告書）

カ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書面

キ 2(5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（

様式 2)

ク 2 (8) ア又はウ、(9) 及び(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書 (様式 3)

ケ 2 (8) イ又はウに掲げる事項の確認に必要なグリーン電力証書購入誓約書 (その 1) (様式 4) 又はグリーン電力証書購入誓約書 (その 2) (様式 5)

コ 2 (8) 及び(10)に掲げる事項の確認に必要な環境報告書又は確認資料

サ 2 (13)に掲げる事項の確認に必要な履行証明書又は供給実績が確認できる書類 (履行済みの電気需給契約の契約書の写し等)。なお、令和 7 年中に、電力供給を開始又は本施設の規模以上の電気需給契約を締結した小売電気事業者については、8 か月以上の供給実績が確認できる書類

シ 電気の供給可能量が確認できる書類

(2) 申請書等の交付及び受付場所

1 1 に同じ。

(3) 申請の受付期間

令和 8 年 1 月 6 日 (火) から同月 2 2 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) とし、受付時間はそれぞれの日の午前 8 時 4 5 分から午後 4 時 3 0 分まで (正午から午後 1 時までの時間を除く。) とする。

(4) その他

入札説明書、仕様書、申請書等の様式は、この公告の日から令和 8 年 2 月 5 日 (木) までの間、本市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

5 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の予定契約電力及び予定使用電力量に対する年間総価 (以下「参考総価比較額」という。) を見積もって記載すること。

イ 参考総価比較額には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び電気・ガス料金負担軽減支援は含めないものとする。

ウ 力率は、仕様書に記載のとおりとして、参考総価比較額を算定すること。

エ 割引やその他必要な料金がある場合には、参考総価比較額に含めるものとする。

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 参考総価比較額の算定基礎となった積算内訳書を、入札説明書に規定するとおりに記載し、入札書と併せて提出すること。

(2) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送により提出する場合は、配達を証明することができる郵便等とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 入札書の提出場所

1 1 に同じ

(4) 入札書の提出期限

令和8年2月5日（木）午後4時30分まで

(5) 入札説明会

実施しない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 最低制限価格

設定しない。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

	購入する物品等の名称	日時
1	鹿児島市桜島支所庁舎で使用する電気	令和8年2月10日（火）午前10時から
2	鹿児島市東桜島合同庁舎で使用する電気	令和8年2月10日（火）午前10時15分から

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本館3階物品第2入札室

9 入札の無効に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札
- コ 入札金額と入札説明書に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- サ 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 令和 8 年度予算が令和 8 年 3 月 3 1 日までに市議会で可決されなかった場合は、今回の入札は無効となるものとする。

10 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

11 問い合わせ先

	購入する物品等の名称	問い合わせ先
1	鹿児島市桜島支所庁舎で使用する電気	〒891-1415 鹿児島市桜島藤野町1439番地 鹿児島市桜島支所桜島総務市民課地域振興係 電話 099-293-2346 ファックス 099-293-3744 電子メール sasou-chiiki@city.kagoshima.lg.jp
2	鹿児島市東桜島合同庁舎で使用する電気	〒891-1543 鹿児島市東桜島町863番地1

		鹿児島市桜島支所東桜島総務市民課 電話 099-221-2111 ファックス 099-221-2113 電子メール hsa-soumu@city.kagoshima.lg.jp
--	--	---